

令和2年度第2回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月27日(水)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター 2Aクラブ室

3 出席委員

|    |    |    |     |    |    |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 小林 | 徳博 | 7番  | 野谷 | 茂  |
| 2番 | 井上 | 宗士 | 8番  | 倉持 | 純子 |
| 3番 | 中村 | 隆一 | 9番  | 秋山 | 啓治 |
| 4番 | 原  | 淳利 | 10番 | 橘川 | 直泰 |
| 5番 | 西山 | 聖二 | 11番 | 原  | 恵子 |
| 6番 | 露木 | 聖一 | 12番 | 野谷 | 和雄 |

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

|      |    |    |
|------|----|----|
| 事務局長 | 石原 | 慎也 |
| 副主幹  | 二宮 | 浩久 |
| 主任主事 | 雨宮 | 敦  |

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

|    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|---|
| 6番 | 露木 | 聖一 | 7番 | 野谷 | 茂 |
|----|----|----|----|----|---|

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議 事

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 議案第4号  | 農地法第3条の規定による許可申請について            |
| 議案第5号  | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について    |
| 議案第6号  | 非農地証明について                       |
| 議案第7号  | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について    |
| 議案第8号  | 特定農地貸付けの承認について                  |
| 議案第9号  | 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 議案第10号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について      |

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第2回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、6番露木委員、7番野谷茂委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、松根地区の中央に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、山西の吾妻神社入口交差点の南側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。賃借人は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。解約の理由については、売買契約成立に伴い、関係者間で合意に至りました。

なお、本対象地の売買に係る3条許可につきましては、第4号議案においてご審議いただきます。

NO2になります。賃借人は、令和元年7月1日から令和4年6月31日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、合意解約に至

ったため、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書」が提出されました。

解約の理由については、賃借人の研修生であった別の方に利用権設定を切り替えることに伴い、関係者間で合意に至りました。

なお、本対象地の新たな利用権設定につきましては、第 5 号議案においてご審議いただきます。

**【議長】**

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第 4 の議事に入ります。議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

本案件は井上委員に係る案件であることから、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議前に井上委員の退席を求めます。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第 4 号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。橘川委員、お願いします。

**【委員】**

5 月 19 日に一色地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認しました。

対象農地は、一色の正殿畑に位置する農地で、面積は 1, 404 m<sup>2</sup>です。

対象農地周辺は、譲受人が適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは補足説明いたします。

議案第 4 号関係資料をご覧ください。1 ページが許可申請書です。一番下の 3、所有権移転の理由としては、平成 24 年 4 月から譲受人が利用権設定により耕作しており、今後についても譲渡人が自作することは困難であるため、売却することとなっております。3 ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地 19, 121 m<sup>2</sup>及び借入地 1, 911 m<sup>2</sup>の計 21, 032 m<sup>2</sup>を耕作しています。4 ページをご覧ください。申請地で柑橘とオリーブを作付するということです。また、農機具については、耕うん機等を所有しております。5 ページの農作業に従事する者ですが、譲受人と譲受人の子が農作業に従事するということです。6 ページには、農作業の従事状況の見込み、7 ページには周辺地域との

関係が記載されています。8ページに申請地の位置図、9ページに案内図、10ページに公図、11ページに営農計画書を添付しています。

申請地周辺は、譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」につきましては、譲受人の耕作地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については譲受人及び譲受人の子が従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の2,500㎡を超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」といたします。

それでは、井上委員の復席をお願いします。井上委員、ただいまの議案第4号については、「許可する」ととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

本案件のNO5、6及び7は西山委員及び中村委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

NO1、2、3及び4について事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

— 議案第5号NO1、2、3及び4朗読 —

### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1及び2について、井上委員、お願いします。

### 【委員】

5月19日に一色地区農業委員および事務局で借受予定者立ち会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1,807㎡のうち800㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをした結果、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、NO3及び4について、倉持委員、お願いします。

**【委員】**

5月19日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川匂の古大門に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,574㎡のうち812㎡です。

対象農地周辺は、借受予定者が適切に耕作しており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

では、NO1及び2について補足説明いたします。

議案第5号関係資料をご覧ください。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。露地野菜を栽培する利用目的となっており、新規申請となっています。

当該地は、平成28年から別の方が利用権設定を受け、露地野菜を栽培する一方、新規就農希望者のための研修圃場としても使用されておりました。本案件の借主は、当該地において、新規就農希望者としてこれまで研修をしておりましたが、令和2年4月28日に新規農業者資格の認定を受けたことから、研修圃場としていた当該地を営農場所とするため、これまで利用権設定を受けていた方は合意解約し、本案件の借主が新たに中間管理機構を利用した利用権設定を行うものとなっております。

続いて、NO3及び4について補足説明いたします。

NO3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、12ページから15ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、16ページから20ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は21ページに、公図の写しは22ページに添付しております。利用目的は露地野菜

を作付けする計画であり、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO1、2、3及び4について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

それでは、NO5、6及び7について議題といたしますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に西山委員、中村委員に退席を求めます。

NO5、6及び7について、事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第5号NO5、6及び7朗読 —

#### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO5、6及び7について、小林委員、お願いします。

#### 【委員】

NO5、6及び7については、地権者が同一であるため、まとめて報告いたします。

5月19日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

NO5及び6について、対象農地の場所は、中里の瓜窪及び峯山に位置する農地4筆で、面積の合計は5,456㎡です。

NO5及び7について、対象農地の場所は、中里の瓜窪に位置する農用地区域の農地6筆で、面積の合計は5,264.83㎡です。

本案件に係る借受予定者の2名の方が耕作する農地は、それぞれ適切に耕作されており、両名とも対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

NO5、6及び7について補足説明いたします。

本案件は、1名の地権者から中間管理機構を利用して、2名の借主にそれぞれ農地を貸し付ける案件となっております。

議案第5号関係資料をご覧ください。NO5は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、23ページから27ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO6及び7については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっております。

1人目の借主であるNO6については、28ページから32ページに一括方式による集積計画、33ページに位置図、34、35ページに公図の写しを添付しております。利用目的は露地野菜を作付けする計画であり、新規申請となっております。

2人目の借主であるNO7については、36ページから39ページに一括方式による集積計画、40ページに位置図、41ページに公図の写しを添付しております。利用目的はオリーブを作付けする計画であり、新規申請となっております。

本案件の2名の借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO5、6及び7について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

それでは、西山委員、中村委員の復席をお願いします。西山委員、中村委員、ただいまの議案第5号NO5、6及び7については、「原案のとおり決定する」ととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第6号非農地証明について、議題といたします。

本案件は秋山委員に係る案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に秋山委員の退席を求めます。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第6号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。西山委員、お願いします。

**【委員】**

5月19日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

場所は、明星神社の東側に位置する市街化調整区域の土地です。

申請地は、航空写真から確認できるとおり、昭和48年以前より物置の敷地として使用され現在に至っており、農地に復元するのは難しく、非農地とすることはやむを得ないものと思われま。

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、補足説明いたします。

議案第6号関係資料をご覧ください。まず1ページに非農地証明願、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに経過書、5ページに現況写真、6ページに航空写真を添付しております。

経過については、4ページに記載がございますが、都市計画の線引きが行われた昭和46年より前の昭和37年に物置として建築され、申請人が所有権を取得してからも農地転用の手続きは行われずに同様の状態で使用されており、昭和48年時の航空写真からも農地として使用されていないことは確認できます。

非農地証明は、非農地と認められる土地について、農業委員会が交付することができることになっております。

非農地とは、神奈川県が定める「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定されており、6つの要件を全て満たす土地となります。1点目、10年以上が経過していること。申請地は、物置として利用され、10年以上経過しております。2点目、農用地区域に設定されていないこと。申請地は、農用地区域外となっております。3点目、立地等の条件が、農地区分の甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。申請地は、第3種農地ですので、該当しません。4点目、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。申請地は、宅地、道路及び河川に囲まれた土地であり、該当しません。5点目、当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。申請地は、筆全体に対する申請であり、筆の一部ではありません。6点目、当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後追及する



見込みがないこと。申請地は、今まで違反転用として追及したことはなく、今後も追及する見込みはありません。

以上のことから、非農地に該当する条件を満たしていると考えられます。

委員皆様のご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

資料の航空写真について、昭和48年時の写真ですが、これは何を示していますか。

**【事務局】**

非農地の要件である「10年以上経過している」ことを確認するものとなっております。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第6号非農地証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。

それでは、秋山委員の復席をお願いします。秋山委員、ただいまの議案第6号については、「原案のとおり証明する」こととされましたので報告いたします

続きまして、議案第7号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第7号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。小林委員、お願いします。

**【委員】**

5月19日に中里地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、中里字軒吉の3筆、仮宿入の4筆及び中里二丁目の1筆の計8筆となっております。

対象地は、梅や露地野菜等が栽培されており、農地として適正に利用されておりました。

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、議案第7号関係資料をご覧ください。

対象地は中里字軒吉、仮宿入及び中里二丁目に位置する8筆となります。

本案件は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしくをお願いします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第7号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」といたします。

続きまして、議案第8号特定農地貸付けの承認について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第8号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは補足説明いたします。

議案第8号関係資料をご覧ください。1ページに特定農地貸付けの承認申請書、2ページから4ページに特定農地貸付協定、5ページから7ページに位置図等の資料、8ページから12ページに山西小澤農園貸付規定を添付しております。

山西小澤農園につきましては、5区画を貸し出しており、規定では、営利を目的とした利用をすること等の禁止行為や申し込み方法、利用方法を規定し、利用期間については、1年度単位での更新としております。

承認にあたりましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づく要件により承認するものとされています。一点目、周辺農地の農業上の効率

的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。申請地は、山西字嘶窪に位置する隣接した2筆であり、周辺の農地の利用を分断するような位置や規模ではないと思われま。また、申請地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。二点目、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者としており、申込みのあった順に空いている区画を案内しております。三点目、貸付規定が適切なものであること。規定において、利用方法や禁止事項等を規定している他、適切な管理・運営の確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。

以上、委員皆様のご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第8号特定農地貸付けの承認について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり承認する」といたします。

続きまして、議案第9号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第9号朗読 —

#### 【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、補足説明いたします。

議案第9号関係資料をご覧ください。はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ農業委員会の状況でございます。1「農業の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2015年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の耕作放棄地全体調査結果を反映したものです。また、2「農業委員会の現在の体制」については、平成29年7月20日以降の新制度の体制を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状および課題」については、これまでの利用権の実績となっております。

2「平成31年度の目標及び実績」については、集積目標が3.97ha、集積実績が2.75haとなっております。3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、3ページのローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「平成31年度の目標及び実績」については、平成31年度の新規参入者の目標数及び実績となっております。さらにその下の3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続いて、4ページのローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。1「現状及び課題」については、令和2年度3月現在の実績となっております。2「平成31年度の目標及び実績」については、解消目標が0.4ha、解消実績が0.28haとなっております。3「2の目標の達成に向けた活動」については、平成31年度の利用状況調査および利用意向調査の状況について記載しています。4「目標及び活動に対する評価」については、目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、5ページのローマ数字Ⅴ「違反転用への適正な対応」でございます。1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「平成31年度実績」については、違反転用面積の実績及び増減を記載しています。3の「活動計画・実績及び評価」については、活動計画、実績及び活動に対する評価について記載しています。

続きまして、6ページのローマ数字Ⅵ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1「農地法第3条に基づく許可事務」については、平成31年度の処理件数は、1件でした。2「農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)」については、平成31年度は、1件でした。

続きまして、7ページの3「農地所有適格法人からの報告への対応」については、農地所有適格法人が2法人ありますが、報告書の提出については、提出した法人が1件、未提出が1件となっており、未提出の法人に対しましては、今後提出を求めます。4「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供は、ホームページで公表しております。農地の権利移動等の状況把握及び農地台帳の整備については、平成31年度の実績となっております。

最後に8ページのⅦ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、地域農業者からの意見等はありませんでした。Ⅷの「事務の実施状況の公表等」については、ご覧のとおりとなっております。

本議案の議決後の対応でございますが、全国農業会議所のホームページにおいて公表し、また、県を通じて国に報告いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

#### 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

点検・評価は、最終的に公表されるとのことですが、その前に町全体として検討が入り、それがまた農業委員会に返されるようなやり取りはあるのでしょうか。

**【事務局】**

点検・評価については、農業委員会が担っており、町から意見をもらうというようなやり取りはありません。それ以外の部分で言いますと、町の総合計画等においては、個別具体的に点検・評価の結果を用いた検討等はしておりませんが、農業の分野として全体的な評価等をするとは別に行っております。

**【委員】**

Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、平成31年度は、新規就農者に係る要綱を改正し、新規参入の促進に取り組みましたが、一般の方が点検・評価を見ても中々通じないと感じます。具体的なアピールをすれば、一般の方により理解していただけたと思います。

**【事務局】**

新規就農者に係る要綱を改正し、就農条件の緩和を図ったことにつきましては、町のホームページ上において掲載しております。それ以外については、個別の対応となっております。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第9号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。

続きまして、議案第10号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第10号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

## 【事務局】

それでは、補足説明いたします。

令和2年度の事業実施にあたり、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成させていただきました。

議案第10号関係資料をご覧ください。はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ「農業委員会の状況」でございます。1「農家・農地等の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2015年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっています。遊休農地面積については、昨年度の耕作放棄地全体調査結果を反映したものです。また、2「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状および課題」については、これまでの利用権設定の実績となっております。2「令和2年度の目標及び活動計画」については、目標集積面積を3.35haと設定させていただいております。さらに、その下、ローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「令和2年度の目標及び活動計画」については、令和2年度の新規参入者の目標数及び活動計画となっております。

最後に3ページ、ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置」の1「現状及び課題」については、令和2年4月現在の実績となっております。さらに、2「令和2年度の目標及び活動計画」の遊休農地の解消面積目標は、昨年度の目標値と同値としております。

また、ローマ数字のⅤ「違反転用への適正な対応」の1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「令和2年度の目標及び活動計画」については、違反転用の解消面積及び活動計画となっております。農地利用状況調査等により発見された違反転用につきましては、個別による指導や場合によっては関係機関と協力しながら是正に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

本日、ご審議をいただいた後、この計画を全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

## 【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」に記載されている令和2年度の集積面積の目標について、どのような根拠で算出していますか。

## 【事務局】

平成31年度の集積面積結果は2.75haであり、その内、新規集積面積は0.6haでした。この結果を受け、令和2年度においても0.6haを新規に集積するということで、2.75haに0.6haを加えた3.35haを目標といたしました。

**【議長】**

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第10号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時45分閉会